

八重山教科書問題

JJ1SXA/池

沖縄県八重山支庁の竹富町が、教科書採択のルールに反して独自採択の中学公民教科書を使い続けており、文部科学省が沖縄県に対し、竹富町に是正要求するよう指示した。

「教科書無償措置法」は、複数の市町村からなる広域地区での同一教科書の採択を義務付けている、八重山採択地区の竹富町の教科書は、同じ採択地区の石垣市、与那国町と同一であるはずだ。

同採択地区の協議会は一昨年 8 月、中学公民の教科書として、育鵬社版の採択を決めたが、竹富町はこれに従わず、東京書籍版を使っている、「教科書無償措置法」の明らかな違反である。

一方、教育委員会などについて定めた「地方教育行政法」は、教科書採択権限は各教委にあるとしており、竹富町教委は同法を独自採択の根拠としている、しかし、市町村が組んで採択する場合のルールは「無償措置法」が優先すると考えるのが自然で、竹富町の言い分は通らない筈だ。

文部科学省の是正要求に対し、読売新聞・産経新聞は是としているが、案の定、朝日新聞・毎日新聞・東京新聞は批判している。

従来の歴史教科書が「自虐史観」の影響を強く受けているとして、従来の「東京裁判史観」にも「大東亜戦争肯定史観」にも偏らない立場から新たな歴史教科書をつくる運動を進めるとして、「新しい歴史教科書をつくる会」が発足したが、内部分裂や何やら、いろいろの経緯を経て、新しい歴史教科書を発行しているのが、育鵬社だ。

問題の、育鵬社版と東京書籍版を詳細に比較したブログの記事を読んで見ると、内容的には大差ないようだが、少し記述の違いはあると書いてある。

一部取り上げて見ると(引用は抜粋)、(以下引用)…育鵬社版は、「憲法9条」が、アメリカによって強制されたと歴史的な事実や過程を正確に述べているが、これを非難している人たちがいる、一方、東京書籍は憲法9条の成り立ちを書いていない、これは明らかに日教組の圧力によるものだろう。

「天皇」について、育鵬社版は天皇は「日本国の象徴である」、「直接政治に関わらない」、「国事行為・公的行為を行っている」、「中立・公平・無視な立場」だと明記しているが、これを、天皇崇拝を回帰させようとしていると非難する団体がある、書いてある内容から、育鵬社への批判は的外れだ。

「憲法9条と自衛隊」について、育鵬社も東京書籍も解説は同じだが、育鵬社版の教科書は国際政治の理想と現実の違いを問題にしている。

「自衛隊による軍事力抑止力を強調してあたかも徴兵制が当然のような内容で述べられている」、「わが子や教え子を二度と戦場に送らないという父母や教師の願いを

踏みにじるものだ」、「子供たちを戦争への道へと誘導するような選択をしてはならない」という非難があるが、この批判は育鵬社版を読む限りでたらめである、教科書からは、そんなことは読み取れない。

「近隣諸国」について、育鵬社版は事実を述べている、中国の脅威は事実であり、事実を書いたことを、中国を刺激して中国との交流が悪化する可能性があるからと、育鵬社の教科書を非難・批判している政治的な団体がある、しかし、事実から言えば、非難・批判する方がおかしいのでは無いか？「人権と公共の福祉」、「平和主義」、「平等権」、「男女平等」等々の問題も、少しニュアンスが違うところがあるが、一部を切り出して批判する団体(一部の労組やマスコミ)がある、全体的な文脈、文章からは、批判はおかしいところが多い。八重山の調査員は数名の現場教員で構成されているようだが、沖教祖の支持によって、育鵬社の教科書を推薦しなかったのは育鵬社が日教組・沖教祖と政治的に対立しているからだろう。

八重山の教科書採択問題は保守・自民党派と沖教組・革新派の教科書を舞台にした政争だ。…(引用終了)

前記にある、「東京裁判史観」ですが、東京裁判で下された判決の内容は全て正しく、満州事変に始まり、大東亜戦争に終わった、日本が関係した各種事件、事変、戦争は、全て日本が東アジアおよび南方諸地域を略取し、支配しようとした、被告たちの共同謀議に基づく侵略戦争であって、戦前、戦中の日本のなした各種行為、行動はすべて「悪」であったという歴史観のことである。

正に、アメリカの占領政策によって植えつけられた、誤った歴史観で、自己否定、卑屈、盲従、無定見をもたらす精神構造のことを言うようだ。

今最大の問題となっている日本人の精神の荒廃は、東京裁判で始まっていると言える、この歴史観を信奉する日本人は、この東京裁判史観信奉の立場に立つものを言い、あるいは文章を書く方が、自己の保身のため、あるいは処世術として自分にとって有利であり、好都合であるという風に考えて、この歴史観信奉の立場に立つ輩、すなわち、いわゆる進歩的文化人、一部の学者、評論家、作家、マスコミだ。

この人たちの活動は、困ったことを引き起こし続けてきた、筆頭格は、大江健三郎、家永三郎あたりか？「教科書検定は憲法違反である」とする家永裁判で最高裁は「一般図書としての発行を何ら妨げるものではなく、発表禁止目的や発表前の審査などの特質が無いから、検閲に当たらない」とし、教科書検定制度は合憲とした。

教科書問題はその後、未だに尾を引いているわけだが、「東京裁判史観」に毒された歴史家がいる限り、まだまだ、教科書問題は起きるでしょう、「東京裁判史観」、「自虐史観」に毒された人達が、早く目覚めることを願っていますが、まあ無理でしょう。

(11,Nov,2013 記)